

福岡市公報

令和 6 年 4 月 1 日 第7041号(別冊 3)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
規 則	
○福岡市科学館条例施行規則の一部改正 (第82号)	1
交 通 局	
○福岡市交通局企業職員の臨時的任用の手續に関する規程の一部改正 (訓令第 5 号)	2

規 則

福岡市科学館条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第82号

福岡市科学館条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市科学館条例施行規則 (平成29年福岡市規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(利用の申請等の特例)

第 8 条の 2 第 4 条第 1 項及び第 3 項並びに前条の規定にかかわらず、ドームシアター等の利用の申請、許可及び取り止めについては、公共施設案内・予約システムを利用する方法によることができる。

別表 3 サイエンスホールの表中

ピンスポットライト (1 k W)	1 台	1, 670
スポットライト (115W)	1 台	260

を

センタースポットライト (1 k W)	1 台	1, 200
LEDスポットライト (115W)	1 台	340
LEDスポットライト (90W)	1 台	260

に改め、

同表照明設備の部ミラーボールの項の次に次のように加える。

スタンド類	1台	170
-------	----	-----

別表3 サイエンスホールの表中

演台	1組	800	を
演台	1式	800	
電動吊りボタン	1本	800	に改め
大黒幕	1枚	800	

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交 通 局

福岡市交通局訓令第5号

福岡市交通局企業職員の臨時的任用の手続に関する規程（平成4年福岡市交通局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

第1条中「第22条第2項」を「第22条の3第1項」に改める。

第2条を次のように改める。

（任用の手続）

第2条 所属長（課長、出先機関の長及び特命担当の課長をいう。以下同じ。）は、臨時的任用を行う必要があると認める場合は、福岡市交通事業管理者（以下「管理者」という。）が定めるところにより資格要件の有無の確認その他臨時的任用を行うために必要な手続を行うものとする。

2 所属長は、前項の手続を行うに当たり、任用規則第41条第1項に規定する人事委員会の承認を得る必要がある場合は、あらかじめ総務部職員課長（以下「職員課長」という。）に当該承認を得るための手続を行うよう依頼しなければならない。

3 職員課長は、前項の依頼を受けた場合は、任用規則第41条第1項に規定する人事委員会の承認を得るための手続を行い、その結果を当該所属長に通知するものとする。

4 所属長は、臨時的に任用する者に対して、辞令書を交付しなければならない。ただし、同時に多数の者を同一期間任用する場合は、所要事項を連記した書面をもって辞令書に代えることができる。

第4条を次のように改める。

(免職の手続)

第4条 所属長は、臨時的に任用された者の免職（懲戒処分としての免職を除く。）に際しては、免職した旨及びその理由を記載した書面を本人に交付しなければならない。

第5条第1項中「を経て、総務課長」を削り、同条第2項中「総務課長」を「所属長」に、「退職辞令（様式第4号）」を「辞令書」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(辞令書の様式)

第6条 この規程の規定により作成する辞令書の様式については、管理者が別に定める。別記様式第1号から様式第4号までを削る。

